

水道料金の改定について

1 4月以降の対応について

- (1) 4月検針時にチラシを配布
 - ・検針員が検針時に検針票（お知らせ票）と一緒に各戸に配布（名寄地区は4月1日から、風連地区は4月25日）
- (2) 電話での問い合わせ
 - ・料金改定に係る問い合わせはありませんでした。

2 検針票の誤記載に係る対応について

料金改定に係る上下水道料金システム改修の不具合により、風連地区臨時検針地区及び名寄郊外地区臨時検針地区に誤った金額の検針票が配布されました。

システム業者と対応をし、上下水道料金システム及びデータの修復及び上下水道料金の訂正通知を発送、市ホームページや広報で誤記載の周知を行いました。

- ・対象地区
名寄郊外地区：共和、曙、砺波、瑞穂、内渕、弥生、智恵文の一部
風連地区：南町、仲町、緑町、西町（瑞生団地は除く）、瑞生、豊里、中央の一部
- ・対象件数 全検針件数13,509件中、対象は655件となります。
- ・対象地域の方からの問い合わせ等はありませんでした。

3 消費税増税分の改定について

令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、水道料金・下水道使用料の改定について、名寄市の使用料等（市立病院を除く）の改定と合わせて、令和2年4月1日から実施いたします。

周知方法につきましては、市ホームページや広報の掲載、チラシの配布など詳細については現在検討中です。

なお、本年10月以降の使用水に対し名寄市が納付する消費税につきましては10%となります。